

角田市地域防災計画

令和6年11月修正

角田市防災会議

角田市地域防災計画

第 1 編 総則編

目 次

第 1 節	計画の目的と構成	1-1
第 1	計画の目的	1-1
第 2	計画の性格	1-1
第 3	計画の修正	1-2
第 4	計画の構成	1-3
第 5	基本方針	1-4
第 2 節	各機関の役割と業務大綱	1-6
第 1	目的	1-6
第 2	組織	1-6
第 3	各機関の役割	1-6
第 4	防災行動計画（タイムライン）の作成	1-8-2
第 3 節	処理すべき事務又は業務の大綱	1-9
第 1	角田市	1-9
第 2	角田市教育委員会	1-10
第 3	角田市消防団	1-10
第 4	仙南地域広域行政事務組合	1-10
第 5	県の機関	1-11
第 6	警察	1-12
第 7	自衛隊	1-12
第 8	指定地方行政機関	1-13
第 9	指定公共機関	1-14
第 10	指定地方公共機関	1-14
第 11	その他の公共的団体	1-15
第 12	大規模な病院・工場その他防災上重要な事業所等	1-15
第 4 節	角田市の概況	1-16
第 1	位置	1-16
第 2	自然条件	1-17
第 3	社会条件	1-18

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震・風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、角田市、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害・地震等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

なお、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により「角田市地域防災計画」の「総則編」として、角田市防災会議が作成する計画であり、角田市の地域における風水害・地震等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき風水害・地震等防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

市では、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして県や市の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害・地震等の防災対策を推進する。

さらに、防災関係機関間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるよう必要な措置を講ずる。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地域防災対策の確立に万全を期する。

特に、平成23年3月に発生した東日本大震災及び令和元年10月に発生した東日本台風による災害を経験したことから、次のような見直し方針を掲げて、修正を行う。

1 東日本大震災及び令和元年東日本台風の教訓の反映

東日本大震災及び令和元年東日本台風を踏まえ、これまで実施した防災対策の一層の強化を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全・安心に暮らせる郷土づくりを進める。

2 区長等、職員アンケートからの課題等の反映

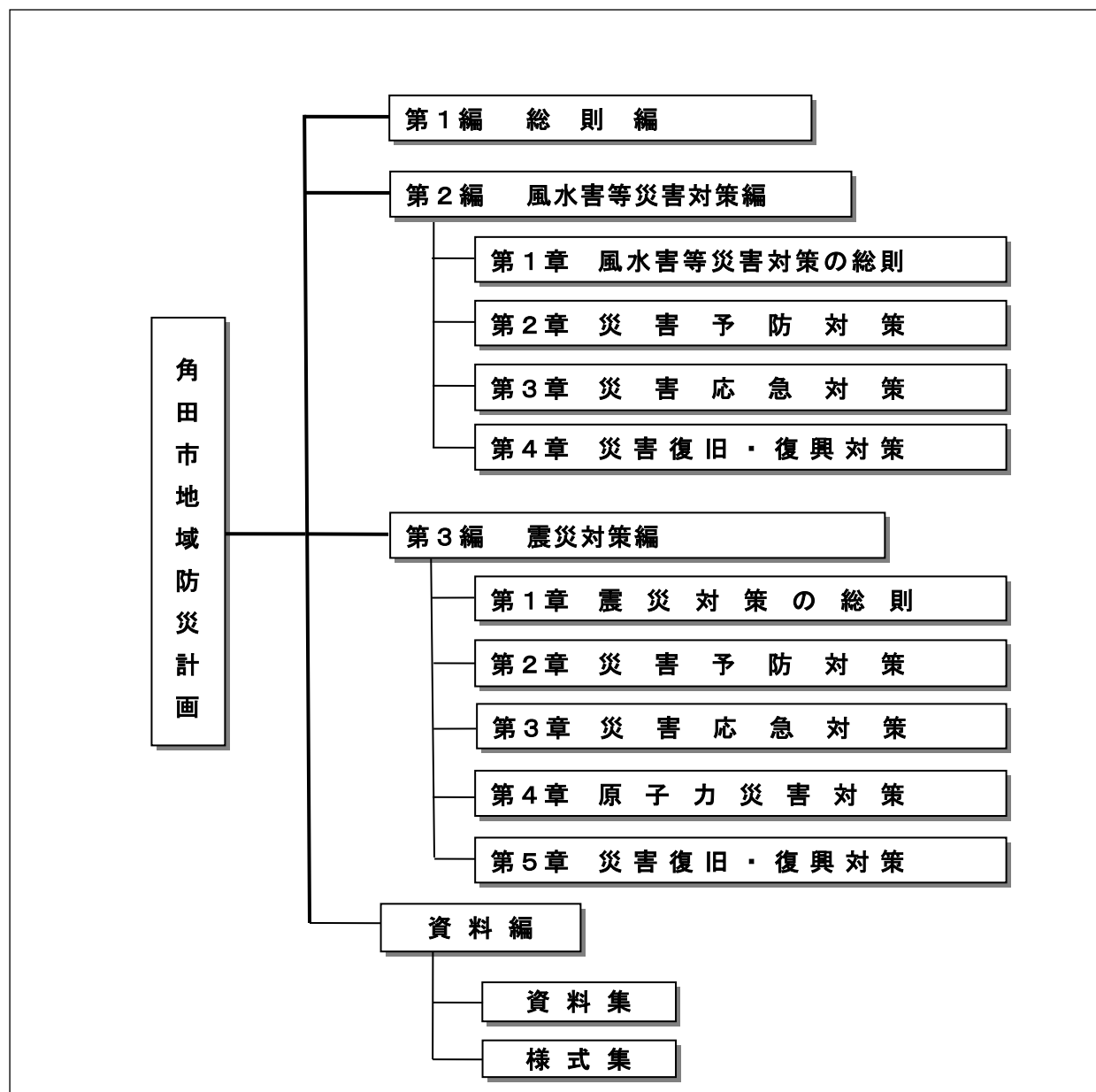
区長・職員アンケートから抽出した問題点・課題を反映する。

3 国・県の防災基本計画・地域防災計画の見直し、法律改正の反映

国の防災基本計画、県の地域防災計画の見直しを踏まえ、災害対策基本法、水防法、気象業務法等の法律改正を反映する。

第4 計画の構成

本計画は、第1編 総則編、第2編 風水害等災害対策編、第3編 震災対策編と資料編で構成する。なお、原子力災害対策については、第3編震災対策編に第4章として追加する。



第5 基本方針

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、市民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市・団体等が総力を結集して、市勢の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災及び令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、ハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底等、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図る等、具体的かつ実践的な防災マップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避難場所や避難路・避難階段の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災及び令和元年東日本台風による災害の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制を整備するほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害時には、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

5 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に市民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、市民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、国、県、市及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6 二次災害の防止

大規模災害時には、地震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害時には、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

8 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持等、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時には、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難情報を伝達する等、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

また、効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

11 多様な主体の参画による防災対策の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、角田市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画やその他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、災害防止のため相互に協力する。

第2 組織

1 防災会議

角田市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく角田市防災会議条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議すること、並びに重要事項に関し市長に意見を述べることを所掌事務とする。

角田市防災会議条例、角田市防災会議規程は、資料編1-2-1、資料編1-2-2のとおりである。

2 災害対策本部等

角田市の地域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）は、災害対策基本法に基づく市の災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営については、角田市災害対策本部条例(昭和38年4月1日条例第15号)の定めるところによる。

角田市災害対策本部条例、角田市災害対策本部運営要綱は、資料編1-2-3、資料編1-2-4のとおりである。

第3 各機関の役割

1 角田市

角田市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県の機関

県地方機関は、自ら防災活動を実施し、角田市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条第4項の規定に基づき、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、角田市の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導・助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、角田市の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、災害対策基本法第7条の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、角田市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 消防機関

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、仙南地域広域行政事務組合角田消防署と協力して消防団がこれにあたり、その組織及び運営については、消防本部及び角田市地域防災計画の定めるところによる。

7 市民

市民一人ひとりは「自らの命は自らが守る」ということを基本に、災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得等、平常時から地域、家庭、職場等で災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

また、3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力等、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

8 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行う等、事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

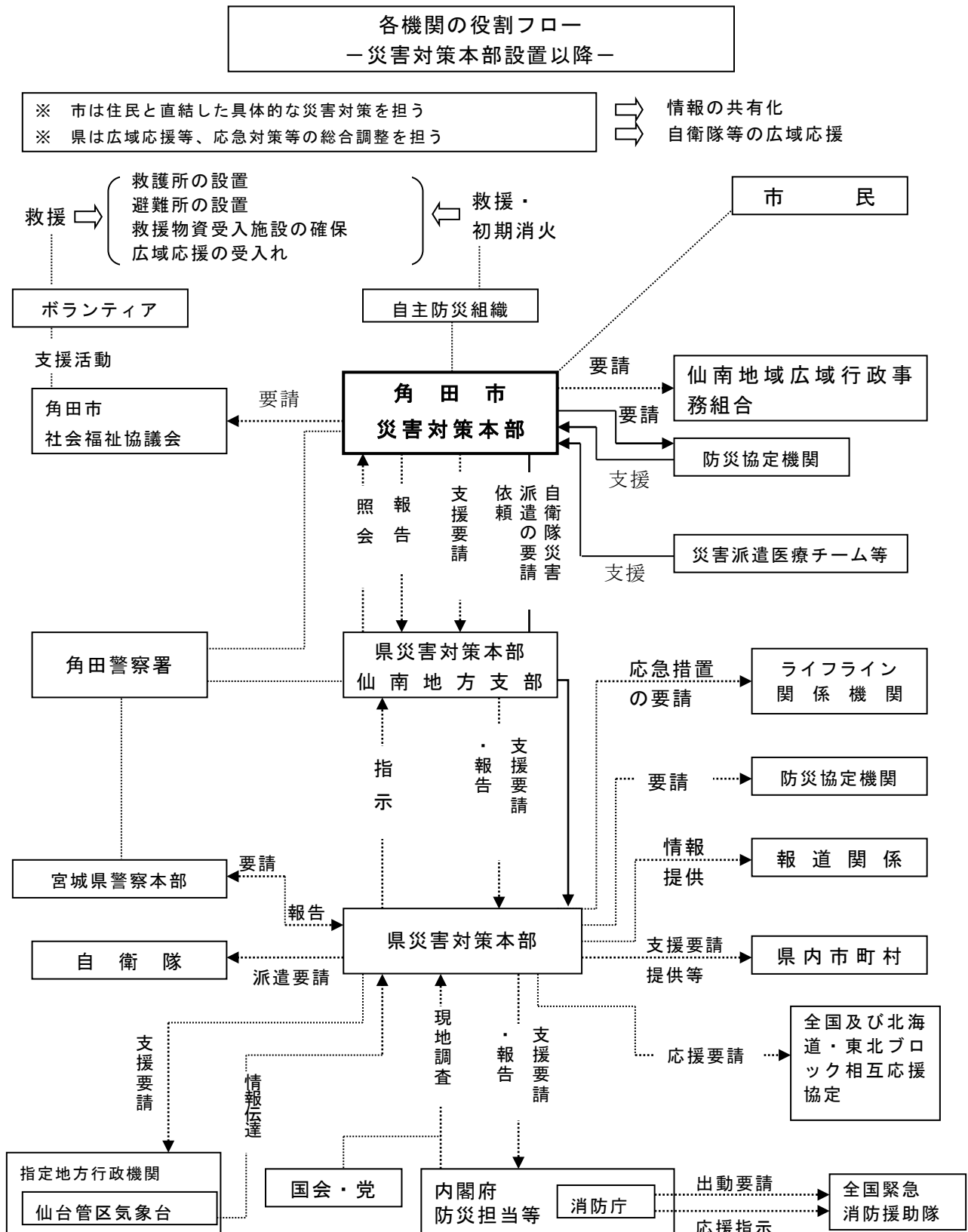


図 各機関の役割フロー（災害対策本部設置以降）

第4 防災行動計画（タイムライン）の作成

市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

角田市及び角田市内の防災関係機関並びに農協、商工会、病院等の防災に関し密接な関係を有する者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

第1 角田市

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
角田市	1 角田市防災会議及び角田市災害対策本部、現地災害対策本部に関する事務 2 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 3 防災に関する施設・設備の整備 4 防災訓練並びに教育及び広報の実施 5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 6 緊急安全確保、避難情報の発令及び指定避難所等の開設 7 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 9 水、食料その他物資の備蓄及び確保 10 清掃、防疫その他保健衛生の実施 11 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 12 市立学校の応急教育対策 13 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 14 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務 15 気象予報等の伝達 16 災害時における交通及び緊急輸送の確保 17 被害施設の災害復旧 18 被災者に対する融資等対策 19 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

第2 角田市教育委員会

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
角田市 教育委員会	1 市立学校等施設(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 2 市立学校等の応急教育対策 3 市立学校等幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策 4 社会教育施設、社会体育施設、文化財の災害対策

第3 角田市消防団

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
角田市 消防団	1 災害の予防及び防ぎょ活動 2 災害情報の収集・伝達 3 警戒・警報等の広報・伝達 4 災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動

第4 仙南地域広域行政事務組合

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
仙南地域 広域行政 事務組合	1 災害、地震その他災害の予防及び防ぎょ活動 2 災害情報の収集・伝達 3 警戒・警報等の広報・伝達 4 災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動 5 一般廃棄物の処理清掃 6 遺体等の火葬

第5 県の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
宮城県	1 宮城県防災会議及び宮城県災害対策本部の事務 2 防災に関する施設・設備の整備 3 通信体制の整備・強化 4 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 5 情報の収集、伝達及び広報 6 自衛隊への災害派遣要請 7 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 8 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 9 交通及び緊急輸送の確保 10 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救援・救護 11 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 12 保健衛生、文教対策 13 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 14 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 15 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 16 その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置
大河原地方 振興事務所	1 支部運営の総合調整に関すること 2 災害情報の収集に関すること 3 被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関すること 4 高圧ガス等に関すること 5 県民相談に関すること 6 商工業・観光施設に係る被害状況の収集及び伝達に関すること 7 食料供給対策に関すること 8 商工業対策に関すること 9 農林業対策に関すること 10 農業農村基盤整備に関すること
大河原 県税事務所	1 税の措置に関すること 2 要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援に関すること
仙南保健福祉 事務所	1 医療助産対策に関すること 2 防疫対策に関すること 3 給水対策等に関すること 4 廃棄物処理対策に関すること 5 災害救助法に基づく救助事務に関すること 6 その他保健・福祉・環境対策に関すること
大河原 土木事務所	1 水防対策に関すること 2 住宅対策に関すること 3 交通施設・障害物の除去対策に関すること 4 その他土木・建築関係対策に関すること

第6 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
宮城県 警察本部 角田警察署	1 災害情報の収集伝達 2 被災者の救出・救助 3 行方不明者の捜索 4 死者の検視・調査 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動

第7 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
自衛隊	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における応急医療・救護活動

第8 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
東北農政局	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北地方整備局 仙台河川国道 事務所	1 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 2 阿武隈川の改修及び維持管理 3 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 4 阿武隈川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等 5 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施 6 直轄道路の交通確保 7 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施
仙台森林管理署	1 山火事防止対策 2 災害時における復旧用材の供給 3 林道の適正な管理
仙台管区气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

第9 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
東日本電信電話(株) 宮城事業部	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市及び防災関係機関との連携
東北電力ネットワーク(株) 白石電力センター	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護 2 救援物資の備蓄・配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	気象予報・警報、災害情報等の放送
日本郵便(株) 角田郵便局	1 災害時の業務運営の確保 2 災害時の事業に係る災害特別事務取扱
KDDI(株) (株)NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信設備の整備及び災害防止 2 災害時における通信の確保 3 電気通信設備の復旧

第10 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
(公社)宮城県 トラック協会 仙南支部	災害時における緊急物資のトラック輸送確保
(一社)宮城県LPガス 協会仙南第一協議会 角田丸森班	プロパンガス災害防止及び災害時のプロパンガスの供給確保
角田市医師会	1 災害時における医療救護活動 2 防疫及び衛生の協力

第11 その他の公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
阿武隈急行(株)	1 鉄道施設の整備保全 2 災害復旧工事の実施 3 全列車の運転中止手配措置 4 人命救助 5 被災箇所の調査、把握 6 抑止列車の乗客代行輸送の確保 7 旅客の給食確保 8 通信網の確保 9 鉄道施設の復旧保全 10 救援物資及び輸送の確保 11 列車運行の広報確保
みやぎ仙南 農業協同組合	1 農作物等の被害調査並びに営農指導 2 災害に伴う営農資金の貸付並びにあっせん
宮城県農業共済組合 県南支所	災害時における農作物の被害調査
角田市商工会	1 応急復旧資材及び物資の備蓄並びに業者のあっせん 2 災害時における商店等の被害調査 3 被災者の生活を確保するための物資のあっせん 4 中小企業者等の災害復興資金の確保援助
あぶくま川水系 角田地区土地改良区	農地・農業用施設の防災管理及び復旧の指導
仙南中央森林組合	林業・林業用施設の防災管理及び復旧の指導
各運送業者	災害時における緊急輸送
各建設業者	災害時における輸送路等の応急復旧協力
その他の団体	それぞれの業務に応じた協力体制の確立

第12 大規模な病院・工場その他防災上重要な事業所等

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
大規模な病院・工場 その他防災上重要な 事業所等	1 防災保安施設の整備 2 災害時の安全確保

第4節 角田市の概況

第1 位置

市は、宮城県の南部、仙台から南に39kmのところに位置し、東は亘理町・山元町、西は白石市、北は柴田町・大河原町とそれぞれ丘陵をもって境し、南は伊具盆地の南半を占める丸森町に接している。その面積は147.53km²、極点における緯度・経度は次のとおりである。

表 角田市の経度・緯度

方位	緯度・経度	地名	距離
極東	経度：140° 51' 25"	島田字諏訪部	15.15km
極西	経度：140° 41' 09"	高倉字熊野田	
極南	緯度：37° 54' 44"	島田字百枚田	18.35km
極北	緯度：38° 04' 38"	鳩原字瀬ノ木橋	

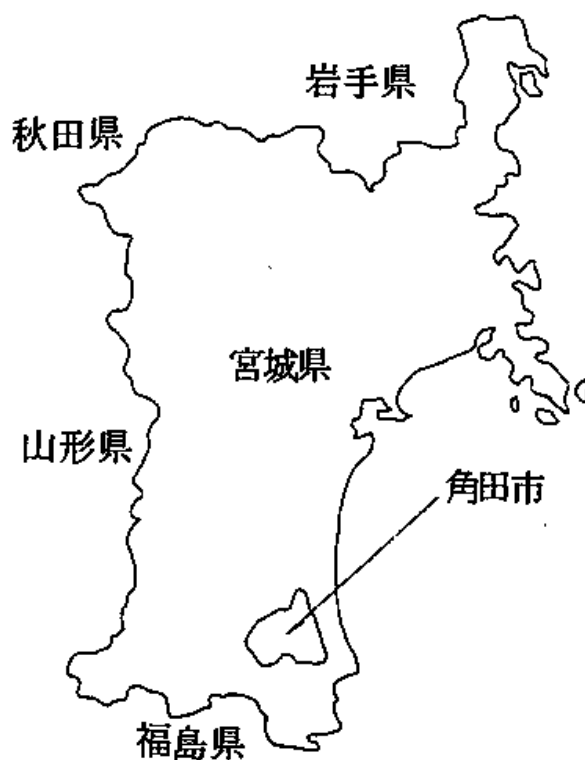


図 角田市の位置

第2 自然条件

1 地勢

(1) 地形

市の地形は、東西に阿武隈山地の分脈である 300m 以下の丘陵性の山地に囲まれ、中央の低地の東寄りに阿武隈川が南から北に貫流し、東西から数河川がこれに注いでいる。その流域の平坦地には肥よくな耕地がひらけている。

(2) 河川

市には、次のような河川が貫流しているが、この流域は低湿地帯で排水が悪く、数多くの中小河川の未改修と相まって台風や豪雨等により河川の氾濫等の災害を受けやすい。

ア 1級河川 阿武隈川、小田川、尾袋川、雑魚橋川、高倉川、桜井川、半田川、新桜井川、内町堀川、大谷川

イ 準用河川 中島川

ウ その他の河川 笠島川 外 13 河川

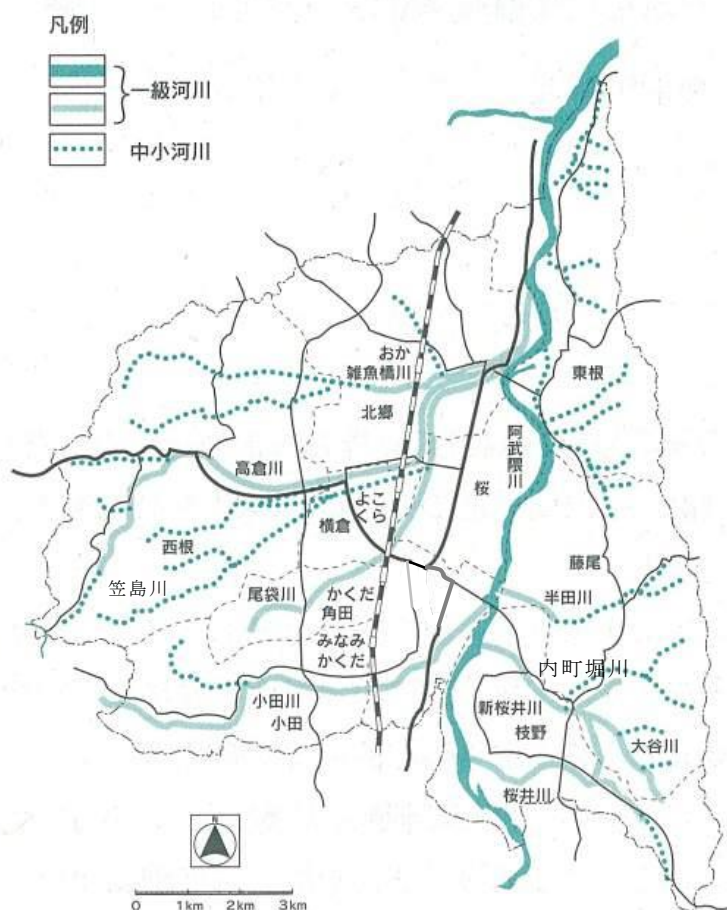


図 河川図

2 気 象

気象は、県内では比較的温暖な地域で、気象庁の丸森地域気象観測所における年平均気温は 12.2℃、降水量は 1,298.7 mm となっている（平年値：仙台管区気象台提供）。また、積雪は県内では少ない方である。

第3 社会条件

1 人口・世帯数の推移

人口は、昭和 25 年の 37,376 人をピークに昭和 45 年まで減少傾向が続いていたが、昭和 50 年から増加に転じ、平成 2 年には 3 万 5 千人台まで回復した。しかし、近年は再び減少傾向にある。

一世帯当りの人員が減少傾向にあり、核家族化の進行が顕著である。

表 人口・世帯数の推移

区分	総人員 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯当り 平均人員
昭和 25 年	37,376	18,329	19,047	5,907	6.3
昭和 30 年	36,840	17,955	18,885	5,895	6.2
昭和 35 年	36,075	17,571	18,504	5,948	6.1
昭和 40 年	32,984	15,975	17,009	6,353	5.2
昭和 45 年	31,844	15,575	16,269	6,693	4.8
昭和 50 年	32,731	16,067	16,664	7,429	4.4
昭和 55 年	34,090	16,771	17,319	8,227	4.1
昭和 60 年	35,119	17,237	17,882	8,609	4.1
平成 2 年	35,432	17,390	18,042	9,107	3.9
平成 7 年	35,316	17,303	18,013	9,527	3.7
平成 12 年	34,354	16,853	17,501	9,889	3.5
平成 17 年	33,199	16,302	16,897	10,277	3.2
平成 22 年	31,336	15,327	16,009	10,082	3.1
平成 27 年	30,180	14,844	15,336	10,398	2.9
令和 2 年	27,976	13,797	14,179	10,276	2.7

出典：国勢調査

2 交通

市には、国道 113 号と国道 349 号の重要路の 2 路線が走っている。

国道 113 号は、白石市から本市を経て丸森町に通じており、国道 349 号は、柴田町から本市を経て丸森町に通じている。

この国道に主要地方道 5 路線と一般県道 7 路線が結びつき幹線道路網を形成している。

また、阿武隈急行線（福島～槻木間）が通り、市民の足となっている。

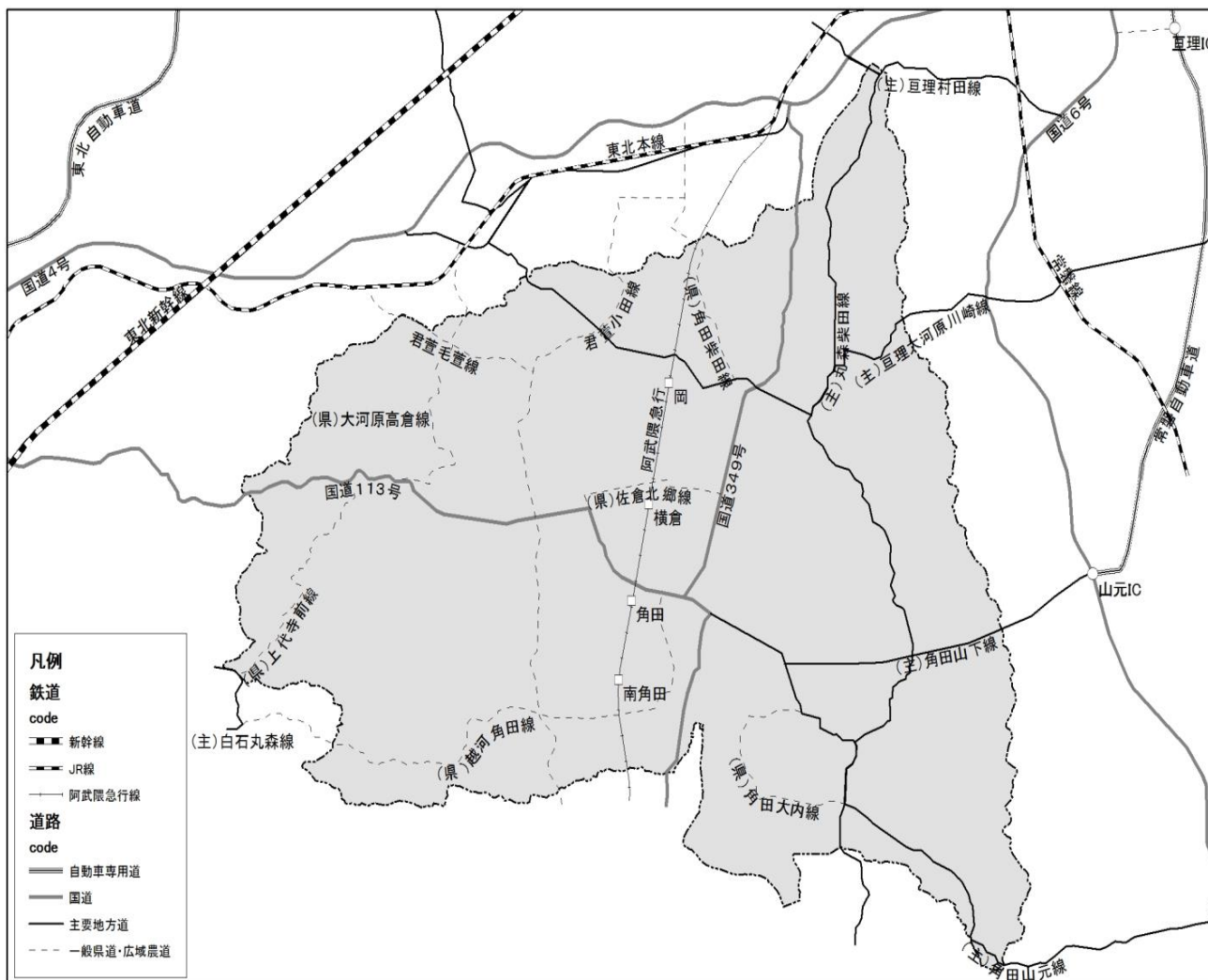


图 主要交通

3 土地利用

市域面積 14,753 h a の土地利用状況は、田 3,400 h a (23.05%)、畑 1,010 h a (6.85%)、宅地 982 h a (6.65%)、道路 933 h a (6.32%)、森林・原野等 8,428 h a (57.13%) となっている。

表 地目別面積及び割合

土地利用地目	面積 (h a)	割合 (%)
田	3,400	23.05
畑	1,010	6.85
宅地	982	6.65
森林	5,613	38.05
原野等	71	0.48
水面・河川・水路	1,333	9.04
道路	933	6.32
その他	1,411	9.56
合 計	14,753	100.00

(宮城県：土地利用の現況と推移 市町村面積一覧 (令和4年値) より)